

2015年7月15日

内閣官房長官 菅 義偉 殿
経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

電力システム改革の本来の目的完遂に向けた緊急申し入れ

一般社団法人 新経済連盟
代表理事 三木谷 浩史

今般の通常国会において、電力システム改革としての第三弾である電気事業法案改正が成立し、法律の整備としてはいったん完了し、来年4月からの小売電力自由化等に向けて詳細な制度設計が現在進められているところである。しかしながら、その制度設計において、電力自由化の本来の趣旨である公正な競争と新規参入の実現、消費者にとっての選択肢の拡大・利便性向上が本当に実現されるのか不透明である部分も経済産業省主催の審議会等の議論の過程等において見受けられ、強い懸念を抱いている。

我々新経済連盟は、イノベーション等を通じて新経済の実現を図るために活動しており、その観点から、電力システム改革も、公正な競争原理が働くことで新たなサービスが生まれ、利用者が多様で低廉な種々のサービスを享受できるようにする制度設計が必要不可欠と考える。

今般6月に閣議決定された改訂日本再興戦略では、電力システム改革の意義として、「上流から下流まで関連産業を含めた幅広い分野で、異業種等の新規参入を促進し、新たな産業や雇用を創出する」と明確に記述されている。

したがって、あらためて、本来の電力システム改革の目的が達成されるように緊急の申し入れとして、懸念事項の主なものを指摘し再検討の要請を下記のとおり行うものである。

政府においては、今回の申し入れを踏まえた適切な制度設計を行っていただくことを強く要望する。

記

1. 回避可能費用の算定方法の変更案(スポット市場価格連動とする見直し案)について
(2015年5月18日 総合エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会買取制度運用WG第6回 資料1の提案)

(意見)

回避可能費用の算定方法の変更については、卸電力市場の動向等も踏まえて段階的に見直しを図っていくことが適切であり、急激な制度変更は慎重に避けるべきである。

(理由)

新電力においては、現行の回避可能費用の指標(全電源平均固定費・可変費単価や火力平均可変費単価)を所与の前提として、各種発電所への設備投資や FIT 電源の買取の決定をしており、それらの前提が突然変更されることは想定外の事業リスクが突然発生することとなり、大幅な事業変更の見直し、場合によっては事業撤退等までもが予想される。市場連動型にすると仕入原価は 10 倍に膨れるとの報道もある。特に、地産地消を標榜する地域電力は、電源に占める再生エネルギー依存度が高く、資本力も小さいため、提示された案では体力が持たず撤退もありえる。これは、地方創生を掲げる安倍政権の成長戦略にも逆行するおそれがある。

2. 規模の小さな需要家への部分供給依頼への応諾を求めないこととする提案について

(2015年1月22日 総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計WG第12回における資料6-5の14~22頁の提案)

(意見)

部分供給という制度は制限されるべきものではなく、よりいっそう推進すべきである。特に、21頁の案②において高圧小口まで制限することは、不適切である。

(理由)

「競争政策上の観点から意義が希薄」とするが、規模の小さな需要家は、中小企業を中心に地方創生や被災地支援のために資する需要となっており、政策的にも安定的に供給する必要が高い。そのためには、競争政策として導入した部分供給の制度は、電力のシェアリングエコノミーとともとらえることも可能であり、規模の小さな需要家に対しても必要不可欠である。「電力多消費型の需要家は、リテラシーが高く、(料金最適化の)利用のインセンティブが高い」のに対して、規模の小さな需要家は「料金最適化に対するインセンティブは比較的小さい」と指摘しているが、中小企業等をはじめとする規模の小さな需要家において、限られた資本・予算の中で料金最適化に対する指向性は、電力自由化という制度変更に向かいながらより高くなっていくものである。また、上記の地方創生等への対応のためにも料金メニュー等の選択肢の拡大は重要と考える。

3. 小売営業に関連するビジネスモデルについて

(2015年6月25日 総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計WG第13回における資料6-2の6~10頁の提案)

(意見)

多様なビジネスモデルが許容されるよう、小売電気事業者と需要家の関係が明らかになることや需要家への説明が担保されることにも留意しつつ、事業者または需要家からの代理モデル、取次ぎモデルなど広範な方法が認められ、かつ実際に活用されるように配慮すべきである。

(理由)

イノベーションを誘発し市場を活性化させるためには、多様なビジネスモデルを許容すべきである。今後、小売市場が自由化された場合、すでに多数の顧客との接点を持った電気以外のサービスを提供する事業者やアグリゲーターなどが新規参入し、セット割などの従来にはない商品を提供する可能性が高い。それらの者による交渉力や信用力、顧客基盤の存在等に対しては、事業者・消費者双方から一定の期待がされているところである。これらの者による創意工夫のあるサービス提供が阻害されずに多様なビジネスモデルができるようにする必要があり、関係事業者からどのようなビジネスモデルがありうるのか引き続きヒアリング等を重ね研究を続けることが肝要であり、拙速な整理は適切ではない。

4. 固定価格買取制度における交付金の交付を受けて調達した再エネ電気に関する表示のルールについて

(2015年6月25日 総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計WG第13回における資料6-2の14～38頁の提案)

(意見)

消費者からみて、誰がどこでどうやって作った電気なのか適切な情報を得られる制度設計にすべきであり、再生エネルギー発電由来の場合、FIT制度利用の有無、費用補填の有無にかかわらず、再生エネルギーであることをわかりやすく言い表したグリーン電力、クリーン電力、きれいな電力などの表示を認めるべきである。

(理由)

今回の電力自由化の趣旨として、消費者の選択肢の拡大が指摘されていたところであり、再生エネルギー由来かどうかを単純に知りたいというニーズもかなり高く、グリーン電力、クリーン電力、きれいな電力という呼称も非常に分かりやすいものである。なお、再生エネルギーであることを付加価値として訴求するかどうかということにこだわる必要が仮にあったとしても、FIT利用や費用補填の有無を併記すればよいだけである。

以上